

会計監査人選定及び評価基準

株式会社アエリア

1. 会計監査人選定基準

当社における会計監査人は、監査役会決議により候補者の選定をし、株主総会に議案の提出をする。なお、監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の品質管理体制、監査の実施体制及び監査報酬の見積額について書面を入手し、面談と質問等を通じて選定をする。

選定基準

- ・日本公認会計士協会が定めた「上場会社監査事務所登録制度」に登録があること
- ・企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」を満たすこと
- ・会社法第 337 条第 3 項に定める欠格事由に該当しない
- ・日本公認会計士協会が定める「独立性に関する指針」の内容に反しない

2. 会計監査人评价基準

監査役会が以下の評価基準によって評価を行い、解任又は不再任の方針に従って、再任を検討する。なお、株主総会において、別段の決議がなされなかった時は、会計監査人は再任されたものとみなす。

(1) 評価基準

- ・品質管理体制の相当性
- ・会計監査人の監査の方法(監査契約、監査実施プロセス、監査結果報告)

(2) 解任又は不再任の方針

- ・監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する。
- ・会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する。
- ・取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の評価シート

会計監査人の選任及び評価の実施は「会計監査人の評価シート」を使用する。

4. 規程の改廃

監査役会が当該基準の改廃を行う。

5. 施行

この規程は、2021年11月25日から施行する。